

学校法人石川高等学校運動部活動の活動方針

スポーツ庁の運動部活動のあり方に関するガイドラインに則り、本校では生徒にとって望ましい合理的でかつ効率的・効果的な活動のための取り組みを策定しました。

1. 趣 旨

生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、『運動部活動が、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。』『生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効果的に取り組むこと。』等を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

2. 運動部活動の適切な休養日等の設置

休 養 日：平日週1日及び土・日いずれかを原則として月2日以上休養日とします。

活動時間：練習時間を以下のように設定します。

平日は3時間程度の練習時間とします。

土曜日、日曜日に練習する場合4時間程度とします。

平日の大会、あるいは、土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は、上記練習時間を超える場合がありますが、生徒の健康・安全を第一に考え、後日十分な休養日を設めます。

3. 各部の活動計画の作成

各部ごとに年間活動計画を作成し、HPに掲載します。

学校法人石川高等学校文化部活動の活動方針

文化庁の文化部活動の在り方に関するガイドラインに則り、本校では生徒にとって望ましい合理的でかつ効率的・効果的な活動のための取り組みを策定しました。

1. 趣 旨

生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、『文化活動が、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み生徒が生涯にわたって学び芸術文化の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。』『生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効果的に取り組むこと。』等を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

2. 文化部活動の適切な休養日等の設置

休 養 日：平日週1日及び土・日いずれかを原則として月2日以上休養日とします。

活動時間：練習時間を以下のように設定します。

平日は3時間程度の練習時間とします。

土曜日、日曜日に練習する場合4時間程度とします。

平日の大会、あるいは、土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合を含む）は、上記練習時間を超える場合がありますが、生徒の健康・安全を第一に考え、後日十分な休養日を設めます。

3. 各部の活動計画の作成

各部ごとに年間活動計画を作成し、HPに掲載します。